

# 朝来市 こどもの福祉サービス便利帳



竹田城



朝来市障害者自立支援協議会

学童と放課後等デイサービス連携部会

## はじめに

朝来市障害者自立支援協議会の専門部会である「学童と放課後等デイサービス検討部会」では、発達に課題を抱える児童や障害のある児童が地域の学童と福祉サービス事業所がともに、速やかに連携ができるために話し合いを進めてきました。連携をスムーズに進めるために福祉サービスの利用につながるまでの流れがわかりにくいなどの課題が見えてきました。

この度、朝来市自立支援協議会の前身である南但馬自立支援協議会の「こども部会」で作成された「南但馬こどもの福祉サービス便利帳」を朝来市版に改訂をしました。

子どもたち、保護者、支援者の誰がみてもわかりやすく、共通のツールとなるよう、効果的に活用していただき、子どもたちが住み慣れた朝来市で元気に健やかに成長ができるようその視野をひろげるきっかけとなることを願っています。

令和7年4月

朝来市障害者自立支援協議会

学童と放課後等デイサービス連携部会



# 目次

## はじめに

1	こんなとき…こんなサービスがあります	1
2	福祉サービスを利用するまでの流れ	2
3	ライフステージごとの支援	3
4	サービス提供事業所紹介	4
5	サービスマップ	12
6	福祉サービスの概要	13
7	朝来市をサービス提供地域とする 障害児対象の施設事業一覧	15
8	その他～特別支援学校、育成会等について～	16

# 1. こんなとき… こんなサービスがあります

C:言葉がはっきりしないので不安  
子どもとの関わり方が分からない

D:保育所の方に  
子どもとの関わり方を  
知ってほしい

A:福祉サービスのことを  
誰に相談すればいいの

B:放課後や長期休み、  
休日に過ごせる場所  
がほしい

E:急な用事や、病気で  
数日間家を空けなけれ  
ばならない



## 相談支援事業所

A:市の窓口  
障害児相談支援

C:児童発達支援

D:保育所等訪問

B:放課後等デイサービス  
日中一時支援

E:短期入所

## 2、福祉サービスを利用するまでの流れ

### 相談

市役所の障害福祉の窓口か相談支援事業所へ相談を行います。  
相談の結果、サービスが必要な場合は申請を行います。  
相談支援事業所を選び契約を行い、相談員と一緒に進めていきます。



### 申請

申請用紙に必要事項を記入して市役所の障害福祉の窓口へ申請します。  
どういったサービスをどのくらい使いたいかの希望を記入します。



### (調査)

(使いたいサービスによっては調査をする場合があります。)



### 審査

どのくらいのサービスが必要な状態か審査します。



### サービス等利用計画案の作成

相談支援事業所の相談員がどういったサービスをどういう理由でどのくらいの期間(時間、日数など)利用するのかなどを計画書にし、市の窓口へ提出します。



### 支給決定

市が審査等の内容を踏まえて、サービスの種類や支給量を決定し、受給者証を発行します。



### 事業所と契約

利用したい事業所へ連絡し、相談員と一緒に調整を行い、利用が可能であれば契約を行います。



### 利用開始

利用を開始します。  
相談員は市が決めた時期に、サービスの利用状況や生活の状況などを確認するため自宅へ伺います。(モニタリングと言います)  
モニタリングなどで希望や状況が変わった際にはサービスの利用を組み直したり、新しいサービスの利用を調整していくこともあります。

### 3、ライフステージごとの支援

	乳幼児期(0~6歳)	学齢期(7~18歳)	成人期(18歳~)
保育・教育	保育所／幼稚園		小学校／中学校／高校／専門学校
	特別支援学校		
	学童クラブ		
相談	健診／相談／訪問指導		
	豊岡こども家庭センター		
	発達障害者支援センター／相談支援事業所		
	教育委員会		
通所支援	児童発達支援		
	保育所等訪問		
	放課後等デイサービス		
生活を支えるサービス	短期入所／居宅介護／行動援護／同行援護等		
	日中一時支援／移動支援		
	施設入所(児童福祉法)		施設入所支援(総合支援法)
			グループホーム
			生活介護

右上の番号は  
マップ番号です

## 4. サービス提供事業所紹介

1

### (社福) 朝来市社会福祉協議会 いきいき介護センター 訪問介護事業所



- ◆住所: 〒679-3431 朝来市新井73-1
- ◆電話: 079-677-2703 / FAX: 079-677-2707
- Eメール: asago-sishakyo@sasayuri-net.jp

#### ◆提供サービス

##### ○居宅介護

身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者(18歳未満含む)難病等患者に対し、適正な居宅介護を提供する。

#### ◆営業日時

月～金: 8:30～17:15 ※休み: 土・日、国民の休日及び12月29日から翌年の1月3日

#### ◆職員配置: 管理者1名、サービス提供責任者3名、居宅介護従事者(ホームヘルパー)12名

#### ◆事業所よりコメント

お客様の居宅等に訪問し、入浴・排泄及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに移動の介護等居宅介護計画に基づいて適切にサービスを提供します。お客様に対し居宅において日常生活を営むことが出来るよう必要なサービスを適切に行います。お客様の意見と人格を尊重し、常にお客様の立場にたってサービスを提供します。

1

### (社福) 朝来市社会福祉協議会 いきいき介護センター 訪問介護事業所



- ◆住所: 〒679-3431 朝来市新井73-1
- ◆電話: 079-677-2703 / FAX: 079-677-2707
- Eメール: asago-sishakyo@sasayuri-net.jp

#### ◆提供サービス

##### ○移動支援

全身性障害者(児)、視覚障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者、身体障害者、難病等患者に対し、適正な移動支援を提供する。

#### ◆営業日時

月～金: 8:30～17:15 ※休み: 土・日、国民の休日及び12月29日から翌年の1月3日

#### ◆職員配置: 管理者1名、サービス提供責任者3名、居宅介護従事者(ホームヘルパー)12名

#### ◆事業所よりコメント

お客様が居宅において社会参加をすることができるよう外出時において移動中の介護を行います。また、相談及び助言その他の生活にわたる援助を適切に行います。

## 4. サービス提供事業所紹介

2

### (社福) 朝来市社会福祉協議会 あさごふれ愛の郷相談支援事業所

- ◆住所: 〒679-3431 朝来市新井73-1
- ◆電話: 079-677-2708 / FAX: 079-677-2707  
Eメール: asago-sishakyo@sasayuri-net.jp

- ◆提供サービス  
○障害児相談支援

- ◆営業日時  
月～金: 8:30～17:15

※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く

- ◆職員配置: 管理者1名・相談支援専門員3名

- ◆事業所よりコメント

朝来市を対象地域としており、相談された方の希望に沿ったサービス等の紹介をさせていただきます。どこに相談していいのかわからないといった悩みでもまずはお相談下さい。



### (社福) 朝来市社会福祉協議会 あさごふれ愛の郷 YOU・愛センター

3

- ◆住所: 〒669-5264 朝来市和田山町加都107-1
- ◆電話: 079-670-6720 / FAX: 079-670-6721  
Eメール: asago-sishakyo@sasayuri-net.jp

- ◆提供サービス  
○放課後等デイサービス

- ◆営業日時  
月～金: 13:00～17:30

土・祝祭日、長期休暇等、学校教育法施行に規定する休業日: 8:30～17:15

(12月29日～翌年1月3日までを除く)

- ◆職員配置: 管理者・児童発達支援管理責任者1名、保育士1名、児童指導員4名、支援員2名

- ◆事業所よりコメント

- ・遊びや日常生活を通じて、自発的コミュニケーションや社会性を身につけるよう見守りを中心に支援します。
- ・障がいをお持ちのお子様の放課後や長期休暇の居場所を提供します。



## 4. サービス提供事業所紹介

4

### (社福) 朝来市社会福祉協議会 あさごふれ愛の郷あおぞら

- ◆住所: 〒679-3431 朝来市新井1-1
- ◆電話: 079-677-1613 / FAX: 079-677-1689  
Eメール: asago-sishakyo@sasayuri-net.jp

#### ◆提供サービス

- 短期入所 (定員: 5名)

#### ◆営業日時

平日の月～金まで1泊2日を基本とします。連泊や土日祝日の希望については要相談。  
前月20日までの申し込みとなります。

#### ◆職員配置: 1名

#### ◆事業所よりコメント

一人ひとり個室にてゆっくりと休んで頂ける環境です。



### (社福) 神戸聖隷福祉事業団 真生園

5

- ◆住所: 〒669-5252 朝来市和田山町竹田1958
- ◆電話: 079-674-0131 / FAX: 079-674-0133  
Eメール: sinseien-info@kobeseirei.or.jp

#### ◆提供サービス

- 日中一時支援

#### ◆営業日時

年間を通じて受入れ可(事前に要相談)

利用時間: 9:30～18:00

#### ◆職員配置

施設長(管理者)1名、サービス管理責任者2名、医師(嘱託)1名、看護師5名、生活支援員32名  
管理栄養士1名、調理員5名、事務員2名

#### ◆事業所よりコメント

真生園は主に身体障害をお持ちの方にご利用いただいています。  
ご本人とご家族の意向を伺いながら、ご利用の調整を行います。お困り事や悩み事がございましたら  
お気軽にご相談下さい。



## 4. サービス提供事業所紹介

6

### (社福) 神戸聖隷福祉事業団 障害者支援施設 恵生園

◆住所: 〒669-5252 朝来市和田山町竹田1811

◆電話: 079-674-0011 / FAX: 079-674-0013

Eメール: keiseien-info@kobeseirei.or.jp

ホームページ: <http://www.kobeseirei.or.jp>

◆提供サービス

○短期入所

◆営業日時

年中無休 ・受付: 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時30分

◆職員配置

施設長(管理者)1名、看護師2名、生活支援員18名、作業療法士1名、管理栄養士1名、事務員1名

◆事業所よりコメント

ご利用者の状況に合わせ支援をさせていただきます。生活介護、施設入所事業も併設しています。その中で提供する折り紙など創作活動やポリちぎりなどの生産活動のプログラムも提供しています。

ご家庭での事情で支援が困難となる場合や将来に向け、体験的にご利用を考慮しておられる方もご利用できます。

但し、ご本人の状況や施設の環境等を考慮した上で、ご利用をお断りする場合があります。



7

### (社福) 神戸聖隷福祉事業団 恵生園相談支援事業所

◆住所: 〒669-5252 朝来市和田山町竹田2486-10

◆電話: 079-666-8026 / FAX: 079-666-8882

Eメール: keiseien-info@kobeseirei.or.jp

ホームページ: <http://www.kobeseirei.or.jp>

◆提供サービス

○特定相談支援

○障害児相談支援

◆営業日時

月～金: 8:30～17:30

ただし、国民の休日、8/14・15、年末年始(12/29～1/3)を除きます。

◆職員配置: 相談支援専門員2名

◆事業所よりコメント

地域の皆様と共に、よりよい生活の実現を目指します。

困りごとや悩みがあれば、どうぞお気軽にご相談ください。



## 4. サービス提供事業所紹介

8

### (社福) 神戸聖隷福祉事業団 放課後等デイサービスめぐみ

- ◆住所: 〒669-5252 朝来市和田山町竹田2486-19
- ◆電話: 079-668-9101 / FAX: 079-668-9103  
Eメール: keiseien-info@kobeseirei.or.jp  
ホームページ: <http://www.kobeseirei.or.jp>
- ◆提供サービス  
○放課後等デイサービス(定員: 10名)
- ◆営業日時  
月～金: 9:30～18:30  
ただし、国民の休日、8/14・15、年末年始(12/29～1/3)を除きます。
- ◆職員配置: 管理者兼児童発達支援管理責任者1名、保育士2名、児童指導員3名、指導員1名、作業療法士1名
- ◆事業所よりコメント  
利用者一人ひとりの目標に合わせ、日常生活における適切な習慣の確立と集団・社会生活への適応性を高めるため、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的なサービスの提供を行うことを目的とします。



9

### (社福) 神戸聖隷福祉事業団 エスポワールこじか

- ◆住所: 〒667-0022 養父市八鹿町下網場448-3
- ◆電話: 079-662-6263 / FAX: 079-662-6264  
Eメール: kojika-info@kobeseirei.or.jp
- ◆提供サービス  
○児童発達支援  
○放課後等デイサービス  
1日定員10名
- ◆営業日時  
月～金曜日 8:30～17:30  
※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く
- ◆職員配置  
施設長1名、児童発達支援管理責任者1名、保育士5名  
※心理士1名、言語聴覚士1名、理学療法士
- ◆事業所よりコメント  
利用されるお子様の特性を把握し、困っている原因を見極め、日常生活に必要な基本動作、運動機能の向上、集団生活の適応等の方法を支援します。  
また、保護者の方に寄り添う気持ちを持ち、相談に応じ、子育てが楽しくなるよう支援します。



## 4. サービス提供事業所紹介

### (社福) 神戸聖隷福祉事業団 エスポワールこじか相談支援事業

9

◆住所: 〒667-0022 養父市八鹿町下網場448-3

◆電話: 079-662-6263 / FAX: 079-662-6264

Eメール: kojika-soudan@kobeseirei.or.jp

◆提供サービス

○障害児相談支援

◆営業日時

月～金曜日 8:30～17:30

※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く

◆職員配置

相談支援専門員1名

◆事業所よりコメント

相談支援: 障害児通所支援施設(こじか)利用のサービス利用計画を作成することを中心に、育児等における保護者の相談にも応じます。



### (特非) クローバー 放課後等デイサービスクローバー

10

◆住所: 〒679-3431 朝来市澤697

◆電話: 079-677-2560 / FAX: 050-3153-3929

Eメール: visoredgantz0621@yahoo.co.jp

◆提供サービス

○放課後等デイサービス(定員: 10名)

◆営業日時: 月～金: 9:00～18:00

ただし、国民の休日、5月3日～5月5日、8月12日～8月16日、12月28日～1月4日)を除く。

◆職員配置: 管理者1名 児童発達支援管理責任者1名 保育士2名 児童指導員3名

◆事業所よりコメント

古民家を利用し、放課後等デイサービスのサービス提供を行っております。1人1人の個性に応じて支援計画書の作成、実施を行っております。



## 4. サービス提供事業所紹介

11

### (株)ソレイユ 放課後等デイサービスかのん

◆住所:669-5213 朝来市和田山町玉置1098-7

◆電話:079-670-1550/FAX:079-670-1560

Eメール:wadayamakanon@yahoo.co.jp

◆提供サービス

○放課後等デイサービス(定員15名)

◆営業日時

月～金 10:00～18:00(サービス提供時間 14:00～17:00)

土曜日及び長期休暇時 8:00～18:00(サービス提供時間 10:00～17:00)

◆職員配置

サービス管理者、保育士、児童指導員 等

◆事業所よりコメント

小学校1年生～高校3年生まで、発達障害をはじめとする各障害児童生徒の療育を中心とした放課後のデイサービスです。個別の支援計画をもとに様々なプログラムを用意しています。特に体験を中心としたプログラムをスタッフと協議しながら進めています。



### (株)ソレイユ 短期入所かのん

11

◆住所:669-5213 朝来市和田山町玉置1098-7

◆電話:079-670-1550/FAX:079-670-1560

Eメール:wadayamakanon@yahoo.co.jp

◆提供サービス

○短期入所(定員5名)

◆営業日時

平日(月、水、金曜日)15:30～翌日9:00

◆職員配置

生活支援員

◆事業所よりコメント

障害者自立支援法等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して必要なサービスを適切に行っています。



## 4. サービス提供事業所紹介

12

### (社福) かるべの郷福祉会 かるべの郷ドリーム相談所

- ◆住所: 〒667-0101 養父市広谷83番地
- ◆電話: 079-664-1362 / FAX: 079-664-1133  
Eメール: dream@karubenosato.com

#### ◆提供サービス

- 障害児相談支援

#### ◆営業日時:

月曜日～金曜日 8:30～17:30(祝日・12/31～1/3を除く)

#### ◆職員配置

管理者1名、相談支援専門員5名(男性2名、女性3名)、ピアサポーター5名

#### ◆事業所よりコメント

地域で安心して生活して頂けるようにお手伝いさせていただきます。主任相談支援 専門員や強度行動障害支援者 養成研修・医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講した相談支援専門員も配置しています。



13

### (社福) かるべの郷福祉会

### かるべの郷放課後等デイサービス

- ◆住所: 〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1576
- ◆電話: 079-662-6688 / FAX: 079-662-1515  
Eメール: info@karubenosato.com

#### ◆提供サービス

- 放課後等デイサービス(定員10名)

対象学年: 小学校1年生～高校3年生)

#### ◆営業日時:

月曜日～土曜日 (祝日・12/29～1/3を除く)

#### ◆職員配置

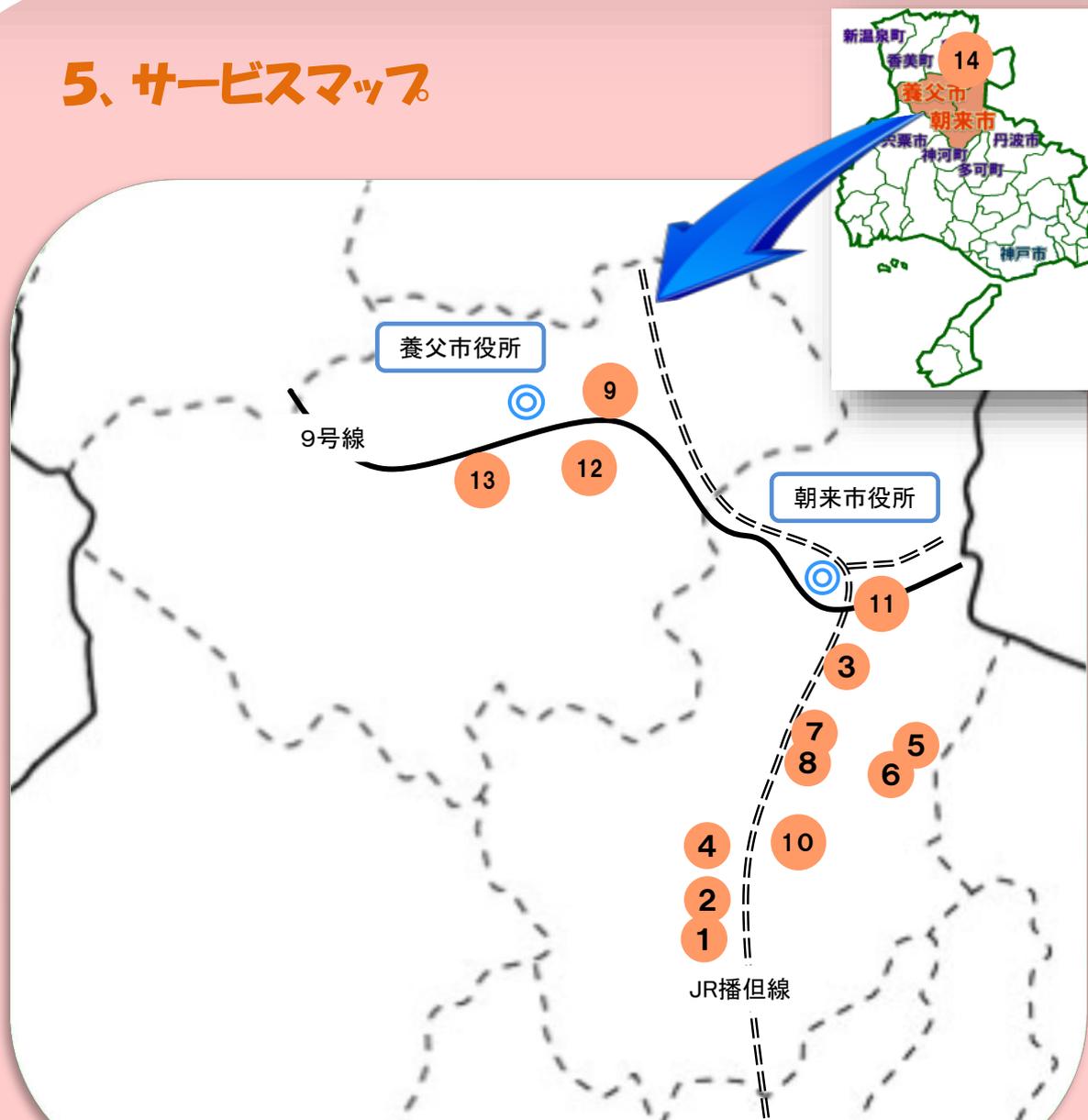
管理者・児童発達支援管理責任者(兼務)1名

保育士、児童指導員7名 言語聴覚士 1名、強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)修了者3名

#### ◆事業所よりコメント

個別、集団での活動を通して持てる力を伸ばしていけるようお手伝いさせていただきます。

## 5、サービスマップ



- |                              |                                |
|------------------------------|--------------------------------|
| ①朝来市社会福祉協議会いきいき介護センター        | ②朝来市社会福祉協議会<br>あさごふれ愛の郷相談支援事業所 |
| ③朝来市社会福祉協議会あさごふれ愛の郷YOU・愛センター | ④朝来市社会福祉協議会あさごふれ愛の郷            |
| ⑤真生園                         | ⑥恵生園                           |
| ⑦恵生園相談支援事業所                  | ⑧放課後等デイサービスめぐみ                 |
| ⑨エスポワールこじか                   | ⑩クローバー放課後等デイサービス               |
| ⑪放課後等デイサービス、短期入所かのん          | ⑫かるべの郷ドリーム相談所                  |
| ⑬かるべの郷放課後等デイサービス             | ⑭発達障害者支援センタークローバー豊岡ブランチ        |

## 6、福祉サービスの概要

	サービス	概要	対象児
障害児通所支援給付	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	次のいずれにも該当する児 ①療育の観点から集団療養および個別療養を行う必要があると認められる未就学児 ②学校教育法第1条に規定する学校に就学していない18歳未満の児童 手帳の有無は問わない
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び、療育を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害のある児童
	放課後等ディサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	学校教育法第一条に規定している学校(幼稚園、大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害のある児童
	保育所等訪問支援	保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や保育所等のスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。利用を希望する保護者が事業所に直接申し込む事も可能です。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に通い、その施設を訪問して専門的支援が必要と認められた児童
障害児相談支援給付	障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に「障害児支援利用計画」を作成し(障害児支援利用援助)、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行います。	障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童	
自立支援給付・介護給付	居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言のほか、生活全般にわたる援助を行います。 障害のある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。	障害支援区分が区分1以上(障害児の場合はこれに相当する心身の状態)である児童。 ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)が必要な場合は、5領域11項目の調査を行った上で、日常生活において身体介護が必要な障害児であつて、かつ、通院等介助のサービス提供時において、「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」及び「排便」について支援が必要と想定されるかどうかによって判断する。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、重度の知的障害、重度の精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。このサービスは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常時介護が必要な重い障害がある方でも、在宅での生活が続けられるように支援します。	児なし
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を快適かつ効果的にを行います。 外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う。視覚障害のある方の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。	同行援護アセスメント調査票により調査を行い、障害者の場合と同様、調査項目「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者

自立支援給付・介護給付	行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある方の社会参加と地域生活を支援します。	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方等であって常時介護を要する方で、障害支援区分が区分3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児の場合はこれに相当する支援の度合)である方
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により、介護することが困難となった場合に、障害者支援施設、児童福祉施設等の施設へ短期間の入所が必要となった障がいのある方に、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。	障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する方
	計画相談支援給付	障がいのある児童が自立支援給付・介護給付を利用する前に「サービス等利用計画」を作成し(サービス利用支援)、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行います。	自立支援給付・介護給付を利用するすべての障がいのある児童 ※障害児通所支援給付を利用して児童については、障害児相談支援給付が優先されます。

地域生活支援事業	相談支援事業	障がいのある方やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、自立した日常生活または社会生活が送れるように、総合的・継続的に支援します。	
	日中一時支援	障がいのある児童を介護している家族が、社会的理由又は私的理由により在宅における介護が一時的に困難な場合に、日中活動の場を提供し、家族の介護負担の軽減をはかります。	
	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。	

## 7、朝来市をサービス提供地域とする事業所一覧

事業所の名称	障害児通所支援 (児童福祉法)				自立支援給付 (障害者総合支援法)				地域生活 支援事業				
	児童 発達 支援	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	保 育 所 等 訪 問	障 害 児 相 談 支 援	居 宅 介 護	重 度 訪 問 介 護	行 動 援 護	同 行 援 護	短 期 入 所	相 談 支 援	日 中 一 時 支 援	移 動 支 援	専 門 相 談
朝来市	朝来市社会福祉協議会 あさごふれ愛の郷 YOU・愛センター	○											
	朝来市社会福祉協議会 いきいき介護センター				○							○	
	朝来市社会福祉協議会 あさごふれ愛の郷あおぞら								○				
	朝来市社会福祉協議会 あさごふれ愛の郷相談支援事業所				○					○			
	神戸聖隷福祉事業団 真生園										○		
	神戸聖隷福祉事業団 恵生園								○				
	神戸聖隷福祉事業団 恵生園相談支援事業所									○			
	神戸聖隷福祉事業団 放課後等デイサービスめぐみ		○										
	クローバー 放課後等デイサービスクローバー		○										
	ソレイユ 総合支援センターかのん		○						○		○		
養父市	かるべの郷福祉会 かるべの郷福祉会ドリーム相談所				○					○			
	神戸聖隷福祉事業団 障害児通所支援事業エスポワールこじか	○	○										
	神戸聖隷福祉事業団 エスポワールこじか相談支援事業所				○								
豊岡市	兵庫県社会福祉事業団 出石精和園相談支援事業所				○								
	神戸聖隷福祉事業団 ひょうご発達障害者支援センタークローバー 豊岡ランチ												○

## 8、その他～特別支援学校、育成会等について～

### ●但馬の特別支援学校について

特別支援学校では、本人や保護者のニーズを受け止め、個々の障害の状態や特性等に応じた指導を行っています。

#### ①教育相談について

保護者、教育・福祉関係機関等からの、特別支援教育に関わる幅広い相談に応じています。

居住地の学校園等に通いながら、相談を受けることができます。早期支援が大切なので、乳幼児期からもご相談ください。費用は無料です。

#### ②校区制について(平成28年度より)

##### ・兵庫県立和田山特別支援学校【小学部・中学部・高等部】

入学対象: 肢体不自由(全県) 知的障害(朝来市・養父市養父中学校区・大屋中学校区)

住 所: 朝来市和田山町竹田1987-1

電 話: 079-674-0214

\* スクールバスの運行・寄宿舎(遠隔地の肢体不自由児)

##### ・兵庫県立出石特別支援学校【小学部・中学部・高等部】

入学対象: 知的障害(豊岡市出石町・但東町・日高町・養父市関宮学園校区・八鹿青溪中学校区)

住 所: 豊岡市出石町宮内2-8

電 話: 0796-52-3565

\* スクールバスの運行

##### ・兵庫県立出石特別支援学校 みかた校【小学部・中学部・高等部】

入学対象: 知的障害(香美町・新温泉町)

住 所: 香美町村岡区川会33

電 話: 0796-95-1225

\* スクールバスの運行

##### ・兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校【幼稚部(聴覚障害のみ)・小学部・中学部】

入学対象: 聴覚障害(全県)

知的障害(旧豊岡市・城崎町・竹野町)

住 所: 豊岡市三坂町2-9

電 話: 0796-22-2114

\* スクールバスの運行(知的障害)・寄宿舎(聴覚障害)



### ●手をつなぐ育成会について

公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会(以下「県育成会」という)は、知的障害がある人とその家族の関係者(支援者)で活動する組織で、各市町に手をつなぐ育成会(親の会)が結成されています。新しい制度についての情報提供や研修会、学習会の開催、各種相談などの支援サービスを行っています。

#### ・朝来市手をつなぐ育成会

事務局 朝来市社会福祉協議会

〒679-3438 朝来市新井73番地1

電話 : 079-677-2702

### ●ハンディキャップのある子どもを育む家族の交流サロン

#### ルーチェ ゆかいな仲間たち

活動場所: 〒669-5263 朝来市和田山町久留引160(代表者宅)

電 話 : 090-5648-0992

活 動 日 : 第1・3火曜日/第2・第4木曜日/日曜日 (月1回)

活動内容: ①家族同士がつながるサロン(しゃべり場)

②情報共有の場

③学びの場

☆その他、知りたいこと、やってみたいことをする

朝来市障害者自立支援協議会